

人事委員会規則七―五六（地域手当）の一部を改正する規則をここに公布する。
令和七年三月二十八日

秋田県人事委員会委員長 西 野 三紀子

人事委員会規則七―五六（地域手当）の一部を改正する規則
人事委員会規則七―五六（地域手当）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表（第一条関係）				別表（第一条関係）			
略	福岡県福岡市	略	支給地域	略	福岡県福岡市	略	支給地域
略	略	略	級地	略	略	略	級地

附 則

- （施行期日）
- 1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。
（令和十年三月三十一日までの間における地域手当）
- 2 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和七年秋田県条例第八号）附則第五項の人事委員会規則で定める地域手当の級地の区分は次の各号に掲げる区分とし、同項の人事委員会規則で定める割合は当該各号に掲げる級地の区分に応じ当該各号に定める割合とする。
- 一 二十パーセント級地 百分の二十
 - 二 十六パーセント級地 百分の十六
 - 三 十四パーセント級地 百分の十四
 - 四 九パーセント級地 百分の九
 - 五 人事委員会の定める級地 人事委員会の定める割合
- 3 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第五項後段の人事委員会規則で定める級地は、附則別表に定めるとおりとする。
- （補則）

4 前二項に規定するもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、人事委員会が定める。
 附則別表（附則第三項関係）

支 給 地 域	級 地
東京都特別区	二十パーセント級地
愛知県名古屋市	十四パーセント級地
大阪府大阪市	十六パーセント級地
福岡県福岡市	九パーセント級地
人事委員会の定める地域	人事委員会の定める級地